

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定によって、三原市所在の土取下地区営営土地改良事業（ため池等整備事業）変更計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条の三第六項において準用する同法八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年五月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十九年五月二十八日から平成十九年六月十八日まで

二 縦覧場所

三原市役所